

1 議 事 日 程 (第 3 日)

(令和 4 年第 1 回有田川町議会定例会)

令和 4 年 3 月 2 3 日

午前 9 時 3 0 分開議

於 議 場

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 発委第 1 号 | ロシアによるウクライナ軍事侵略に抗議する決議について |
| 日程第 2 | 議案第 8 号 | 令和 4 年度有田川町一般会計予算 |
| 日程第 3 | 議案第 9 号 | 令和 4 年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第 4 | 議案第 10 号 | 令和 4 年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 5 | 議案第 11 号 | 令和 4 年度有田川町介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第 12 号 | 令和 4 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第 13 号 | 令和 4 年度有田川町簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第 14 号 | 令和 4 年度有田川町公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第 15 号 | 令和 4 年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第 10 | 議案第 16 号 | 令和 4 年度有田川町簡易排水事業特別会計予算 |
| 日程第 11 | 議案第 17 号 | 令和 4 年度有田川町浄化槽事業特別会計予算 |
| 日程第 12 | 議案第 18 号 | 令和 4 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算 |
| 日程第 13 | 議案第 19 号 | 令和 4 年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第 14 | 議案第 20 号 | 令和 4 年度有田川町粟生財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第 15 | 議案第 21 号 | 令和 4 年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第 16 | 議案第 22 号 | 令和 4 年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第 17 | 議案第 23 号 | 令和 4 年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第 18 | 議案第 24 号 | 令和 4 年度有田川町水道事業会計予算 |
| 日程第 19 | 議案第 25 号 | 有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 20 | 議案第 26 号 | 有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 21 | 議案第 27 号 | 有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 22 | 議案第 28 号 | 有田川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 23 | 議案第 29 号 | 有田川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 24 | 議案第 30 号 | 有田川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 25 | 議案第 31 号 | 有田川町交通指導員条例等の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第26 議案第32号 有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第33号 有田川町デジタル社会推進基金条例の制定について
- 日程第28 議案第34号 有田川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第35号 有田川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第36号 有田川町農家高齢者創作館条例を廃止する条例の制定について
- 日程第31 議案第37号 有田川町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第38号 有田川町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第33 議案第39号 有田川町公共下水道吉備浄化センターの建設工事委託に関する基本協定の締結について
- 日程第34 議案第40号 有田川町岩倉財産区管理会管理委員の選任の同意について
- 日程第35 議案第41号 有田川町栗生財産区管理会管理委員の選任の同意について
- 日程第36 議案第42号 有田川町城山山林財産区管理会管理委員の選任の同意について
- 日程第37 議案第43号 有田川町八幡山林財産区管理会管理委員の選任の同意について
- 日程第38 議案第44号 有田川町安諦山林財産区管理会管理委員の選任の同意について
- 日程第39 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第40 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第41 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第42 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第43 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第44 常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第45 特別委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第46 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（15名）

1番	濃 添 勇 作	2番	栗 山 昌 之
3番	本 下 雅 敏	4番	椿 原 竜 二
5番	中 島 詳 裕	6番	星 田 仁 志
7番	片 畑 進 之	8番	谷 畑 進
9番	西 弘 義	10番	林 宣 男
11番	岡 省 吾	12番	森 谷 信 哉
13番	堀 江 眞智子	14番	増 谷 憲
15番	殿 井 堯		

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

2番 栗山昌之

14番 増谷 憲

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

町長	中山正隆	副町長	坂頭徳彦
住民税務部長	青石万紀子	福祉保健部長	中岡万里子
総務政策部長	井上光生	消防長	中裕 準
産業振興部長	森田栄一	建設環境部長	鈴木幸敏
総務課長	新田耕作	財務課長	中屋正也
企画調整課長	林光彦	教育長	片嶋 博
教育部長	細野正人		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 竹中幸生 書記 細野鶴子

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（森谷信哉）

おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか12名であります。

日程第1、発委第1号、ロシアによるウクライナ軍事侵略に抗議する決議についてを議題といたします。

本案について、提出者、議会運営委員会委員長より提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、殿井堯君。

○議会運営委員会委員長（殿井 堯）

発委第1号、ロシアによるウクライナ軍事侵略に抗議する決議について、提案理由を申し上げます。

なお、お手元に配付させていただいた決議案の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

ロシアによるウクライナ軍事侵略に抗議する決議（案）。

2月24日、ロシアはウクライナへ軍事侵略を開始し、市街地での軍事作戦展開などにより多数の民間人に犠牲が出ている。

このような軍事行動は、ウクライナの主権と領土を侵害し、武力の行使を禁止する国連憲章に反し、国際社会の平和と秩序を脅かすものである。しかもプーチン大統領の核兵器使用を示唆する発言は、唯一の被爆国であり、核兵器廃絶・平和都市宣言を行っている本町としては断じて容認できるものではない。

有田川町議会は、ロシアによるウクライナ軍事侵略に対し強く抗議するとともに、軍事行動の即時停止、ウクライナからの即時完全撤退を強く求めるものである。

また、政府においては、邦人の確実な保護や我が国への影響対策について万全を尽くしていただきたい。

以上、決議する。

令和4年3月23日。

和歌山県有田川町議会。

よろしく願いいたします。

○議長（森谷信哉）

提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 9時34分

再開 9時37分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

…………… 日程第1 発委第1号……………

○議長（森谷信哉）

日程1、発委第1、ロシアによるウクライナ軍事侵略に抗議する決議についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

…………… 日程第2 議案第8号……………

○議長（森谷信哉）

日程第2、議案第8号、令和4年度有田川町一般会計予算を議題といたします。
質疑を行います。質疑はありますか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。議案第8号、令和4年度一般会計予算について質疑をさせていただくわけですが、幾つかの項目がありますのでよろしくお願ひします。

まず、予算書の77ページに、過疎対策費の清水公園整備1,409万4,000円等々、合計1,747万円が予算化されております。これについてのまず工事期間、それから遊具の設置、この点についてはどうか。

また、維持管理はどこが行うのかお答えいただきたいと思ひます。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

増谷議員の質疑にお答えさせていただきます。

公園整備費の内訳は、議員おっしゃるとおりでございます。工期につきましては、令和4年中、令和5年3月末を予定してございます。遊具につきましては、令和5年度に森林環境譲与税を活用させていただいて設置いたしたく思っております。

また、維持管理につきましては、町が行う予定にしております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

次に、老人福祉費の介護手当金であります。

これは以前、たしか2,000円の額だったと思うんですけども、今は1,000円になっております。せめて元の2,000円に戻して、対象者を勇気づけるべきではないかと思ひますがいかがですか。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、中岡万里子君。

○福祉保健部長（中岡万里子）

増谷議員の御質疑にお答えいたします。

介護手当金につきましては、令和2年度より2,000円から1,000円になっております。令和4年度は前年度と同様で1,000円のままとなっております。対象人数は1,300人で予算計上させていただいております。現在のところ、そちらのほうを値上げするという予定はございません。

以上でございます。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

もう一回、このことについてお聞きしますが、町長に伺いたいと思います。

この介護手当金ですけれども、本来、在宅されている方への対象ということになっておりまして、しかし介護施設へ入所したくても経済的な理由でどうしても入れない方も確かにあります。それで、入所できない方がある限りは、また今、施設から在宅の方向へ切り替えてきている中で、せめて元の2,000円にさせていただいて、在宅介護している方への応援ということにならないかどうか、町長の判断を仰ぎたいと思いますがいかがですか。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

そのことについては、皆さん、本当に在宅介護で御苦労されているというのはよく分かっております。ただ、福祉保健部が今年はそれで据置きということで決めていますので、今後、検討させていただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

次に、福祉タクシー券であります。

これは現在、重度の障害者の社会参加を目的としております。車に乗れない高齢者にも対象にすべきだと考えます。ある意味、体のどこかに問題があって動きにくい方も結構おられます。例えば、80歳など年齢基準を定めて対象を広げて、こういう高齢者の社会参加も同時に促すべきだと思いますがいかがですか。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、中岡万里子君。

○福祉保健部長（中岡万里子）

増谷議員の御質疑にお答えいたします。

先ほど言うていただいたように、福祉タクシーにつきましては、現在は重度障害者の社会参加を目的とした制度になっております。現在のところ、対象者を拡大することは考えておりませんが、先ほど言うていただいたように、お体の御不自由な高齢者等につきましては、例えば車椅子でしか行けないとかいう方につきましては、他制度もございますので、そちらのほうを活用していただくようお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

予算書の103ページですけれども、負担金補助及び交付金の育児用品等購入補助金180万円が予算化されておりますけれども、対象品目が決められておまして、この決めるに当たって、以前アンケートを取って、それが基本になっているということでありましたけれども、この中には私が以前申し上げました紙おむつ対象は答えが少なかったということでありましたけれども、ぜひ2品目まで選択できることになっておりますし、対象拡大しても予算には多分影響しないと思うんです。希望者の選択によるものでありますから、私は当然対象を広げて柔軟な対応をすべきだと思いますがいかがですか。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、中岡万里子君。

○福祉保健部長（中岡万里子）

増谷議員の御質疑にお答えいたします。

現在、対象品目はチャイルドシート、それからベビーカー、ベビーベッド、だっこひも、ベビーチェア、バウンサーのほうに限られております。議員おっしゃっていただくように、以前、健診等々でアンケートを取らせていただいて、対象の品目を拡大するときに、こちらのほうに確定させていただいた次第でございます。けれども、いろいろな御意見もございますので、現在のところはこちらのほうを基本として考えております。

出産祝い金、今、令和3年から給付させていただいておりますので、そちらのほうをまた1年後にアンケートを行う予定にしております。そこで、またそういうお声が上がってきたら、またそういうような対象を広げていく等々、考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

以前よりは前向きな答弁をいただきました。ありがとうございます。

それで次に、103ページの保育士等処遇改善補助金160万円を予算化されております。国は正規保育士も含めて対象にされていると思うんですが、正規保育士は補助対象になっていませんか。この点お答えいただきたいと思っております。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

町の正規保育士につきましては、対象になってございません。この予算につきまし

ては、町内に対する私立保育所の保育士の処遇改善の費用でございます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

予算書の105ページですけれども、報酬、会計年度任用職員報酬1億7,828万6,000円であります。これは、予定保育士数をお聞きしたいのと、正規も含めて全体の何%かというのを伺いたいと思います。

○議長（森谷信哉）

教育部長、細野正人君。

○教育部長（細野正人）

増谷議員の質疑にお答えさせていただきます。

令和4年度当初予算ベースでございますが、正規の職員62名、会計年度任用職員96名で、全体に占める正規の職員の比率は39.2%となっております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

107ページですけれども、保育所費の保育所調理業務委託料、6保育所の分ではありますが、前年度当初予算で見ますと6,177万6,000円だったのが、今年度は7,134万6,000円に約1,000万円近く増額しておりますけれども、この増額した理由について御説明いただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

教育部長、細野正人君。

○教育部長（細野正人）

増谷議員の質疑にお答えさせていただきます。

調理にかかる消耗品、これはマスクであったりとか手袋、消毒液等々でございますけれども、それが高騰しているということと、人件費の増によりまして今回、増額となっております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

次に、子育て支援をさらに充実する立場からの質疑なんですけど、いわゆる保育に欠けるという条項があって、希望者全員が入所できない仕組みになっておりますが、私は保護者全員に入所希望していただいて、そして小さい子どもさんのおられる家庭の

手厚い応援というか、そうすべきだとありますけども、町単独の判断も含めて、私は今後のことを考えればやっていくべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（森谷信哉）

教育部長、細野正人君。

○教育部長（細野正人）

増谷議員の質疑にお答えさせていただきます。

入所を希望されている方で、入所の要件を満たしている方につきましては、全て入所いただいていると認識しているところです。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

次に、125ページの労働諸費であります。委託料で公共施設等労務作業408万円、これは前年と比べても100万円増額しております。この増額しているのはどういう理由なのかお答えをいただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

毎年なんですけど、5月から草がよく生える季節になりますと、イメージアップという形で4人を雇用して、その手入れ等をしていただいていたんですけど、それだけではやり切れないところ、そして、草がよく生える季節のときには、4人では人手が回っていかないという形になりますので、シルバー等を活用してそれに充てたいという形で、人件費委託料を増加してございます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

予算書の169ページであります。消防費と災害対策費の役務費、防災行政無線保守点検料854万5,000円、これは令和2年度で見ますと664万4,000円、そして令和3年度で828万1,000円、今回のデジタル化で保守点検料が増額しております。本来ならば、逆にデジタル化によって維持管理費は私は減るものだと思っておりましたが、増額になった中身をお答えいただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

去年度の845万5,000円につきましては、防災行政無線を完了して担保期間

でありますので、それは執行してございません。そして、若干上がったことにつきましては、防災行政無線の保守点検料につきましては、アナログの設備のときより遠隔装置の設備やカメラの設備、そして水位計の設備、アプリ等の保守が増えたことにより、少し増額となっております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

次に、消防職員の問題であります。消防力の人員基準というのがあります。当町でいいますと、94人が人員基準となっております。これはこれでいいのかという確認と、条例定数から言いますと、75.5%の条例定数から見ても5%の充足率。令和4年度では何人になっているのかお答えいただきたいと思います。

そして、当面、定数まで人員を増やす計画についてはいかがでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

消防長、中碓準君。

○消防長（中碓 準）

増谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

消防力の基準ではございますが、今現在も94名ということで変わってはございません。また、令和4年度の職員でございますけれども、令和4年4月1日現在では67人の予定となっております。あとまた、当面の定数までの計画ということでございますけれども、現在の条例定数は採用から現場対応までの1年間の研修期間も考慮した上で71名と設定しております、その点も考慮しながら今後考えていきたいと考えております。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

次に、国の設置機関は消防庁ですが、ここが消防団員の処遇改善の最終報告を出されております。これは検討会の文章のまとめなんですけれども、それによりますと、団員の幾つかの点で拡充を求めているというのは御存じだと思います。このことについての認識と今回の予算に反映されているかどうか確認をさせていただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

消防長、中碓準君。

○消防長（中碓 準）

今、議員おっしゃっております消防団員の処遇改善についてでございますけれども、

国の示している報告書の内容については、令和4年度の予算には反映できておりません。ただ、今後、検討していきたいと考えております。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

ぜひともよろしく願いいたします。

次に、予算書の193ページに、社会教育施設費委託料、警備機器増設・撤去等業務委託19万1,000円が組み込まれております。これの内訳について御説明いただきたいと思っております。

○議長（森谷信哉）

教育部長、細野正人君。

○教育部長（細野正人）

増谷議員の質疑にお答えさせていただきます。

これは、ふるさと創生館の消火設備ですが、これにつきましてはハロゲン化物消火設備ということで、CO₂で消化する設備となっております。各地で事故等も報告されております。そういうことで、事故防止のためにもこれを今回撤去する予算を計上させていただいております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

次に、予算書の197ページの保健体育費の体育施設費委託料、長谷川プール監視委託料、これも昨年度の当初が51万4,000円ですが、今回、493万7,000円増額した理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（森谷信哉）

教育部長、細野正人君。

○教育部長（細野正人）

長谷川プールの施設につきましては、長谷川のし尿処理場の工事のために、ここ2年、プールを閉鎖しておりました。それで、維持管理費のみを計上していたところなんですけども、今回、来年度からそれを再開するために、今回、管理人室のエアコン設置も含めてそれに係る費用を増額して計上させていただいております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

最後の質疑になります。

199ページの学校給食費であります。

給食調理業務委託料、前年度は3,811万5,000円の当初予算が、今回7,310万6,000円増額しております。この増額の内容については、安諦小学校と吉備中学校の給食の委託分だと、昨年度の資料から見るとそうと思いますが、その確認と、この分についても有田市の民間業者への委託ということになるのか確認させていただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

教育部長、細野正人君。

○教育部長（細野正人）

増谷議員の質疑にお答えさせていただきます。

今年度末で調理師の定年退職者が出まして、それに伴いまして安諦小学校、吉備中学校が来年度より委託となること。また、先ほど保育所でも申しあげました消耗品、また人件費の高騰により今回増額となったところでございます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はございませんか。

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

4番、椿原でございます。

予算書の169ページです。防災行政無線保守点検料854万5,000円、この内容が防災無線の保守点検に762万1,000円、防災アプリに92万4,000円といった内訳でありますけれども、正直言いますと、予算研究会のときから今日まで、ずっともやもやししながら、納得しがたいなと思いながらここまでやってきました。ついに今日を迎えました。何とも言えない、ちょっと感情なんですけれども。

本来であればこれ質疑しますと事前に通告を出してきっちりとした答弁をいただくほうがいいのだろうなとは思いますが、僕の中でも何を質疑しようかと、実際これ1項目について3回までしか質疑できませんから、ようまとめることができず、今日を迎えて、今も実際、三つに絞って質疑をするのにどういう質疑をしようかとまだ迷っているところもありますけれども、質疑をさせていただきます。

まず、854万5,000円ですけれども、104基ある中で、ここの施設数と金額というところを見ると、妥当な金額なのかなとは感じています。物が物ですから、保守点検は絶対に必要ですから妥当なのかなと感じてますけれども、妥当であるとするならば、大切なのはこの防災行政無線が本当に使えるもの、町民の方から納得いただけるもの、そういったことが絶対条件だと私は思っているんです。今よくお話を聞く中では、町民の方からもよく、聞こえにくくなったよな、何も聞こえないよなといった声をたくさん聞いてますし、ここ1年間運用しながら、ずっとここの問題は残りな

がらここまでやってきたんですけれども、まず1回目は、この辺の認識ですね。町民の方々からは、私たちそんなお声をたくさんいただいていますけれども、執行部としてそういった声は届いていないのか、聞こえにくいものだという認識はあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

椿原議員の御質疑にお答えさせていただきます。

執行部は、その認識はということであるかと思えます。昨年の議会でも、議員の方々から質問を受けまして、聞こえにくいところがあるぞと、今までと聞こえ方が変わったところがあるぞという話を受けて、また試験放送なり本格放送なりのときは、職員をそこに配置して、実際の耳で聞けと。数字だけじゃない、実際に耳で聞けということで職員も行かせて聞かせてあります。

町に対しても、住民の方からは運用開始当時というのは、直接連絡いただいて聞こえにくいぞとかいう話がありました。その都度、職員が行って聞いて話して、またスピーカーの位置を変えられるものであれば変える、また、放送のかぶってる地域、両方から聞こえて何を言ってるか内容が分からないというところについては、時差の放送をして、時差の放送をした後で、また内容を確認できるかというところで、職員も実際聞きに行かせてやってございます。実際のところ、令和3年3月下旬から6月上旬については、各町内に職員が張り付いて聞いてございます。

また、その間、令和3年4月から今年の1月までもちょっと聞こえにくいよという町民からの声があって、職員がそのたびにその場へ行って対応してもございます。防災無線での聞こえるというのは基本やと思ってますので、やはり数字というのも大事ですが、現場へ行って、聞こえないのであれば何らかの対応をしていきたい、このように考えてございます。

○議長（森谷信哉）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

丁寧な答弁ありがとうございます。

部長もおっしゃるとおり、職員さんが行ってくださって、この1年間、一緒に汗かいてくださったなということは私も感じていますし、何もしてないだろうということを言いたいわけではないんです。

話を聞くとところによると、職員さんが来て確認してくれたよと。結果としてどうでしたかと、聞こえると言われました、そういった声も聞いています。多分、職員さんからすれば聞こえる、そういったこともあるのかなと。ここは町民の方の認識と違いますか、感じ方と職員さんの感じ方は違うところは当然ながら出てきますから、職員

さんの聞こえるという一言で、それ以降は何もよう言わないと、そういった町民の方もいらっしゃるのは事実やなと感じています。

2回目の質疑ですけれども、これは今回の保守点検をやっていくに關しての委託契約書、まだ結んでないと思いますけれども、その仕様書の中に別途契約作業というのがあります。要は保守点検とは別にお金がかかってくるところでありますけれども、この別途契約書、お金がかかるところのこの契約のところ少し気になるのが2点、機器の修理というのと、スピーカーの方向調整というのが別途契約ということは、これから機器が壊れて修理していく、これはもちろんお金がかかります。さらに、スピーカー方向調整をやってもらうと、これからお金がかかってくる、そういう認識なんですけれども、まず機器の修理でいうと、今のところ1年使って次2年目ですよね。そんな1年、2年で修理発生するような可能性があるようなものなのか。

それは機械ですから、いつか壊れるのは分かりますけれども、まだ1年しか使っていないんですよ。安いものではないです。莫大な費用をかけてつくってますから、そういったものがもう2年目のこの保守点検から機器の修理にお金がかかるってどうなのかなと感じています。これの保証とかそういったものはあるのかどうか。スピーカーの方向調整、保証があるのかどうか、どういった保証なのか、何年保証なのかといったところが一つと、もう一つはスピーカー方向調整が入ってますけれども、住民の方から声があって、スピーカーの方向調整とかそういうことが入ってくれば、どれぐらいの費用がかかってくるのか、すみません、費用面は事前に言うてないですから、きっちりとした数字は出ないかもしれませけれども、お金がかかる、かからないぐらいは多分分かると思いますんで、分かれば費用を教えてくださいたいですし、その辺の認識をお伺いいたします。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

議員もおっしゃっていただいていたけれども、まだきっちりと契約を結んだわけではありません。また、契約を結ぶに当たっては、十分業者と協議しながら、実際、対価として支払える金額であればということの事をしっかりと話して契約させていただきたいと考えております。

また、御指摘の機器の修理につきましては、1年間につきましては、機器というのはあるんですが、その後、1年、2年で壊れることはないと思うんですが、その壊れ方によっても違いますので、その辺も契約に当たって業者と話をしながら、どういう場合はというところで話し合いをしたいと思っております。

そして、スピーカーの方向調整なんですけど、スピーカーの方向調整も場所によってとか、その柱の高さによっても違ってくるとは思うんですが、それ今幾らなという話はなかなか言いにくいのでありますが、そういうことも想定しながら、業者ときっち

り詰めた上でこの保守点検契約というのを結んでいきたいと思ひます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

またこれも丁寧な答弁ありがとうございます。

少し答弁を聞きながら安心したところではありますけれども、言うならばこれ本当に業者が提案してきたといいますか、言いなりになる必要はないと思うんです。それこそ部長から先ほど答弁いただいたように、こちらとしても納得いかないところは納得いかない、そういった姿勢をもって、やっぱり業者としっかり膝を突き合わせて、向こうに言われたとおりで契約を結ぶとかそういった話ではなくて、本当に住民の方からまだ御理解いただいていない防災行政無線ですから、部長おっしゃるとおり、しっかりとそこを精査しながら、またやっていただけたらと思っています。

3回目、最後の質疑になるんですけども、これは町長に、最後お答えしていただきたいんですけども、本当に予算研究会から今日まで、納得いかんな、納得いかんな、ずっと思いながら今日までやってきたんです。そういった中で、いろんな市町村もちょっと調査をさせていただいて、やっぱりデジタル化になってから聞こえづらいとか、そういったところをよくほかの自治体でもたくさん出てました。

それこそ今、玄関の外で聞ければOKという認識ですけども、これ実際、命を守らなあかんものですから、命を守っていくということを考えると、玄関先で聞けても、本当に大雨振ってる中で、警報も出て、もうそろそろ避難せなあかんというときに、果たして玄関の外へ出てその防災行政無線の放送内容を聞いてもらえるかなと考えたときに、現実的にあり得ないと思うんです。きっちりと命を守るために避難してください、そういったことも緊急に放送するわけですから、今のこんな中途半端なものではなくて、しっかりと住民の方にお伝えできるといったものじゃないとだめやと思っています。

先日、この前の日曜ですか、橋本市の市長選挙が行われまして、現職の平木市長が3期目の当選をされました。その平木市長のYouTubeで街頭演説を流してたんです。その内容を聞いている中でも、やっぱり住民の方が防災行政無線は聞こえにくいといった声が私に届いてますと。これどないかしていかなあかん、本当に命を守っていくものですから、そういったことを考えたときに、その街頭演説というのが現職市長の訴えやったんですけども、もう防災行政無線、今も形をやめるんや、戸別受信機を全戸配布するんやといったこともおっしゃってました。有田川町もそうやってくわって言うつもりもないですし、これが適正なのかどうか。変えるというのは僕もちょっと違うかなと思うんですけども、併用していけばいいなどは思うんですけども、有田川町も幸い戸別受信機というのを使っているところがありますから、全戸

配布とまでは言わないですけれども、やっぱり必要としている方には配布していくと。

今、1万円ですぐ受け取ることが出来ますけれども、それこそスピーカーのないところは無償で貸出しですから、本当に全戸配布とまでいかななくても、必要なところ、戸別受信機をしっかりと整備して、そういった方々、皆様の命を守っていくためにも必要やと思っています。

そういったところをお伺いしたいですけれども、戸別受信機配布をしていただけたらなとも思っています。それこそ今1万円ですけども、ここの条件、もうちょっと緩和して受け取りやすいようにしていくということも必要なのかなと思っています。これは住民の命を持っていくものですから、明確な答弁はいただけないと思いますけれども、町長の思いといいますか、今後の考え方をお聞かせいただければと思います。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

椿原議員おっしゃるとおり、この防災無線だけで本当に災害のとき、例えば大雨のときは皆、窓を閉め切っていますね。今の家というのは物すごく気密性がいいんで、多分それだけでは聞こえないと思います。ただ、聞こえないのに災害は大丈夫かという話になってくるんですけれども、それは本当に大事なことで、戸別受信機については、もし聞こえにくいところがあればまた配布させてもらいますけれども、まず、防災無線だけでは僕は災害を防ぐことはできないと思います。そのためには、今、各字で自主防災組織がある、その人をお願いして、うちの下津野ということですけど、本年に2回、避難訓練等々をやって、黄色い旗も全戸へ配って、避難をしたら黄色い旗を玄関へ立ててくださいよというようなシステムをとっています。

災害というのは、住民みんなで助け合ってやっていかなあかん問題でありますんで、今後もまたいろんな方にもお願いして、防災の必要性というのをしっかりと伝えていけたら一番いいのかなと思っています。ただ、本当に聞こえにくいところがあれば、戸別受信機も考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はございませんか。

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

今の椿原議員の関連で質疑させていただきたいです。

防災無線工事完了、あと今現在、メンテナンスの点で予算が上がってきてる。工事を完了する前に今の意見のやり取りをするべき。工事を完了してこの意見が出るということは、いかに隙間だらけのことか。その工事に対して対応は、それで今現在その対応がよかったんかどうか、この点も十分今後反省いただいてやってもらわんと、工

事完了してメンテナンスの予算は上がってくる。その元の工事のことで今また質疑せんなん。このような、はっきり言うて、いささかていたらくな点があったんじゃないかと思います。

また、その本体の工事に対しても完了という言葉でなくて、今後どのような対策を取って、メーカー側にこの意見を伝えていただけるんか、そこらの点を御答弁願えますか。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

殿井議員の御質疑にお答えさせていただきます。

もちろん、殿井議員がおっしゃっている意図というのは十分理解しているつもりであります。また、メーカーとも十分話し合っていることを去年も、今年も一般質問をほかの議員から受けて、また新年度予算の質疑時点にはこのように議員がおっしゃることもあるし、それも町民の声やと捉えた上で、その業者と十分話し合いを持って解決に当たりたいと思います。

以上です。

○議長（森谷信哉）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

だからメーカー側に、これで完了という言葉じゃなくて、一応議会の一般質問でも2人の議員、また今回の一般質問でも2人の議員が質問してるんで、物すごい不自由な点が多い。この点をどう解決してるんか。解決済みということじゃなしに、今後同対策を取っていただけるんか、メーカー側へもこの間の2人の質問以後、どのようにメーカー側に伝えている言葉があるんかどうか、いかがなもんですか。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

町として発注して、その仕様に基づいて工事できているということは認めておるわけですが、議員おっしゃるように、それだけまだ聞こえにくい、聞こえ方が変わった点があるというところで、実際これからどうしていくということも踏まえて、今のメーカーさんをこっちへ招いて話してというところを、会社の姿勢としてどうなというところを話し合う段取りをしてございます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

だから一番肝心なのは、メーカー側に対して今後どのような調べ方をさせていただいて、どのような対策を取っていただくか、この点はもう工事完了というんじゃないに、まだ続行してこういう不備な点が出てきてるんやということを大いに伝えていただいて、それからこのメンテナンスの方向へかかっているという方向を頑張っておっていただきたいと思います。答弁のほうはもう結構です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はありませんか。

10番、林宣男君。

○10番（林 宣男）

同じことで長引いて申し訳ないんですけども、椿原議員が少し触れましたけど、全戸に配布ということなんですけど、清水地域は全戸に配布と聞いてます。そして、金屋地域は農電へ、これ富士通と同じ波長やから農電へつなげる。吉備地域だけが、本当にうちも聞こえにくいんで、この間、うちの店が火事になったんやけど、聞こえにくくて、小島の消防団がちょっと来るのが遅かった。こういうこともありましたんで、椿原議員が少し触れた全戸に配布というのを、この間、委員会でもそういうことを議論されたみたいですけども、その考えはないですか。お願いします。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

この防災行政無線をデジタルの電波が法改正によって使えなくなる、そしてまた、有田川町の防災を考えながらデジタル化していかなあかんという時点で、区長会を通じて吉備の地域はどうするのか、金屋の地域はどうするのか、清水の地域はどうするのかというところを、区長と区長会の代表者と話合いの上、そういう各地域に応じた形式で設計して、今実際設置してございます。ただ、実際聞こえにくい、聞こえ方が変わったというところでありましたら、先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、また本当に聞こえにくいのであれば戸別受信機の対応も考えてはいきたいと思っております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

10番、林宣男君。

○10番（林 宣男）

昭和28年の大水害のときに被害に遭われた地区だけでも、徳田とか、栗山議員がおいでの尾中とか出、上中島まで、あの辺だけでも全戸にやっていたいただいたほうが、さっき椿原議員が言われたように、大きな災害で避難勧告が出て、窓を開けて外へ行かないかんということで、有田川町で一番怖い災害というのは水害やと思いますので、その辺、御検討いただけたらと思います。答弁は結構です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はございませんか。

11番、岡省吾君。

○11番（岡 省吾）

11番、岡でございます。

先ほど増谷議員からも質疑がありましたけれども、議案書の77ページの清水地域の公園の整備についてでありますけれども、以前、一般質問に取り上げさせていただきまして、地域のお母さん方、また地域の地元区の皆さんも強い要望のある中で、事業化に進んでいただいていることを厚く感謝申し上げます。

先ほど増谷議員の中で、着工時期と完成時期、それから後の維持管理の方向性等を教えていただきましたけれども、改めて場所とその公園の広さ・面積はどれぐらいになるのか、いま一度お教えいただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

岡議員の御質疑にお答えさせていただきます。

場所につきましては、清水の行政局のすぐ左というか、西側の一番いいところでございます。番地等々は分かっておるのですが、まだ予算を可決していただいて、用地交渉という形になるので、この場ではちょっと控えさせていただきたいのですが、面積的には1反2畝ほど、1,200平米ほどを計画してございます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

11番、岡省吾君。

○11番（岡 省吾）

清水行政局の付近ということで、利用される方は駐車場として町の公用車を置いている駐車場を活用できますか。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

台数に限りはあるのですが、十分耐え得るだけの駐車場というのは確保できると思います。

以上です。

○議長（森谷信哉）

11番、岡省吾君。

○11番（岡 省吾）

それから、議案書の147ページの委託料、測量設計監理等委託料の618万2,

000円が計上されておりますけれども、これは二川温泉の取壊しに関する設計委託料でいいのか、その点お教えいただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 10時22分

再開 10時22分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

岡議員の質疑にお答えします。

二川の移住の工事の設計でございます。

○議長（森谷信哉）

部長、岡議員が、二川温泉の改修と違うんかという質疑やけど、そこら辺は1回、答弁をちゃんとしっかりしてもらうようによろしくお願いします。

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

すみません。訂正します。

二川温泉の改修費でございます。

○議長（森谷信哉）

11番、岡省吾君。

○11番（岡 省吾）

二川温泉の改修というよりも、二川温泉を取り壊すための設計費になるのかな、解体になるわけですね。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

おっしゃるとおり、取壊しの設計費でございます。

○議長（森谷信哉）

11番、岡省吾君。

○11番（岡 省吾）

ちなみに、二川温泉が長年、以前の台風によりまして天井が抜け落ちてまして、ずっと手つかずで置いておって、ようやくこれを撤去していくという方向性だと思うんですけども、ここは町有地であると思うんですけども、撤去した後、どう活用していく

というような考えを持たれているのかどうかだけお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

撤去後は、防災のために使うとか、その他、これから検討していきたいと思っております。

○議長（森谷信哉）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 10時24分

再開 10時24分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

11番、岡省吾君。

○11番（岡 省吾）

その撤去後、防災の関連とかそういう活用ということですけども、隣に福祉の関係で社協さん、あそこに高齢者の方々も何人か住まわれているということで、施設がありますんで、そういう防災の関連からの件と、それから駐車場とか福祉の皆さんの駐車場にも活用をやってあげたらありがたいかと思うんですけども、福祉として社協の職員さんが止められるようなスペースを考えているのかどうかという点だけお知らせ願いたいと思います。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

そういうことも含めて検討していきたいとは考えております。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第8号、令和4年度一般会計予算について、反対の立場から討論させていただ

きます。

私が反対する大きな理由としては、やはり国や県の大きな制度の反映があるという点で、私は納得いかない点があります。それが随所に反映しているというのが大きい点であります。まず第一に、新型コロナウイルス感染禍の中で、国のほうは地方自治体や国民の皆さんに様々な負担を押しつけてきているのが現状であります。

まず、コロナ禍の中で消費税10%の増税は、家計消費が8%のときよりも1世帯当たり約30万円の減収、年金は毎回のように減額されてきている中であります。新型コロナによる影響で、産業や雇用解雇など様々な問題点も出てきております。こういう国の制度が反映してくる予算措置でありますし、まずコロナ対策を重点に置き、今年度も町単独でも命と生活、そして経済を守るという観点が必要であると考えます。

二つ目に、町内の全ての公立保育所の給食が民間委託となり、今年度はプロポーザル契約の更新で前年度より人件費などの上昇で約1,000万円増えております。これは、今後も人件費等増えていくことになると思います。

三つ目に、保育士で見ますと、保育士全体に占める正規でない会計年度任用保育士の比率が何と60.8%も占めています。正規保育士を増やし、子育て支援の立場から保育希望者全員入所できる体制も取るべきだと考えます。

また、心配なのは、今後の保育所の統合であります。さらに保育士の処遇改善がありますが、国は公立保育所の保育士も処遇改善と求めています。我が町は対象は会計年度任用保育士と民間の保育士だけとなっております。

第4に、消防力の人員基準が94人に対して、条例定数は71人です。条例定数を満たしても76%の充足率であります。現在68名でしたか、の体制で人員基準の約71%であります。しかも採用しても数年は消防学校へ入学するため、現状の体制となります。今後の大規模災害やコロナ禍の中で、また救急搬送が多くなっている中で、当面条例定数の71人の体制にすべきだと考えます。

五つ目に、身近な制度の対象や金額が減額されている点があります。まず、介護手当金1,000円を以前の2,000円に引き上げるべきであります。福祉タクシー券は重度障害者に限定するため、実績も少なく、決算額から見ても予算額まで届いておりません。例えば、80歳以上の独り・二人暮らしの車に乗れない方を対象にすれば、周遊定額定額タクシーの補完制度ともなります。

また、育児用品等購入助成補助金も対象品目に紙おむつを対象にすべきであります。これは一定前向きな答弁をいただきました。また、生理用品なども学校のトイレに配置すべきであります。

六つ目に、特定健診の受診勧奨を勧めておりますけれども、体制的に健診を増やせる状況にはありません。また、コロナ禍の中で健診を勧められない状況にもあります。そして人間ドック、脳ドックの併用受診ができなくなっております。早期発見、早期治療の観点から、体制を強化すべきだと考えます。

第7に、地域経済の活性化の観点から、町が発注する需用費の消耗品費や修繕料、また備品購入費の地元発注率を意識的にさらに高めていただきたいと思います。

第8に、生活扶助基準の引き下げにより、様々な福祉制度など、本来なら受けられる制度が基準の引き下げより、負担増や対象から外れる場合が出てくることであります。

九つ目に、町の維持修繕費であります。毎年、各区長さんが悩んでいる点であります。前年度のように維持修繕費を引き上げるべきだと思います。

第10に、巨大風力発電や太陽光発電計画がどんどん参入してくる中で、自由に参入させないための規制、経済産業大臣も条例での規制を指摘しており、条例をつくるべきであります。

以上の点を申し上げましたけれども、一方で町民の皆さんの要望を多くくみ上げた点や新型コロナ対策、医療費の無料化、福祉施策や道路予算、各区からの要望事項なども取り上げていただいておりますが、以上の理由で反対討論といたします。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 10時32分

再開 10時45分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

ここで一時議事を中断いたします。

長い間、町発展のために御尽力いただいた職員の皆様が、3月31日をもって退職されます。総務政策部長より、退職される皆様の役職及び氏名を紹介したい旨の申出がありました。これを許可いたします。

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、本年3月31日付をもって退職する部長級、課長級の職員を紹介させていただきます。

消防長の中碓準です。

建設環境部長の鈴木幸敏です。

産業振興部長の森田栄一です。

住民課長の谷窪公壽です。

水道課長の谷関靖洋です。

環境衛生課長の中岡浩です。

以上、6名であります。

○議長（森谷信哉）

退職者を代表して、消防長、中碓準君から挨拶の申出がありましたので許可いたします。

消防長、中碓準君。

○消防長（中碓 準）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、僭越ではございますが、退職者を代表いたしまして、御挨拶させていただきます。

本日は、私たちのために議場における貴重な時間を頂きまして誠にありがとうございます。

さて、ここにおります私たち6名のほか、総勢15名がこの3月末日をもって有田川町職を退職いたします。私たちは、それぞれの思いを胸に奉職して以来、長い間、大過なく勤めさせていただけたのも、議員各位の皆様も心温まる御指導、御鞭撻のおかげと深く感謝しております。特にここ2年間は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、感染予防対策や経済対策など今まで経験したことのない対策に追われ、今なお不安な状況が続いております。

また、平成18年の町村合併により有田川町が誕生し、はや16年が経過しましたが、有田川町の発展に事務方として微力ながら協力できたことを誇りに思います。それもこれも中山町長をはじめとする町執行部の皆様、議員各位の皆様方の御指導、御協力のおかげであると深く感謝しております。

退職後は、それぞれ新たな道を歩むこととなりますが、どこかで有田川町の発展に協力できればと思っておりますので、今後とも変わらぬ御厚情、お付き合いのほどよろしくお願い申し上げます。

結びに、議員の皆様並びに町執行部の皆様方の御健勝、御活躍を祈念申し上げるとともに、有田川町の今後ますますの発展に御尽力を賜りますことを切に願ひまして、甚だ簡単ではございますが、退職に当たってのお礼の言葉とさせていただきます。長い間、本当にありがとうございました。

(拍手)

○議長（森谷信哉）

退職される皆様に申し上げます。

長年にわたり役場職員として職務に精励され、その間、町の発展に献身的に取り組まれ、多大な御尽力をいただきました。これまでの御苦勞と御功績に対しまして、深く敬意と感謝の意を申し上げます。本当にありがとうございました。

どうか健康にはくれぐれも御留意されまして、今後とも有田川町発展のために御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。本当に長らく御苦勞さまでした。ありがとうございました。

(拍手)

……………日程第3 議案第9号……………

○議長（森谷信哉）

日程第3、議案第9号、令和4年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第9号、令和4年度国民健康保険事業特別会計予算について、三つの点で質疑をさせていただきます。

まず、直近の被保険者数と所得100万円以下、また所得なしの被保険者数について御答弁をいただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

増谷議員の御質疑にお答えいたします。

1月末の被保険者数の数は7,432人、所得100万円以下の方は2,698人、所得なしは1,616人でございます。

以上でございます。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

次に、コロナ禍の中で国保税の減免と、もしあればその額、そして支払い猶予というのがあれば、その猶予の件数、そしてその額についてお答えいただきたいと思います。

また、傷病手当の支給見込みについてはいかがでしょうか。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

令和4年3月22日現在では、令和3年度のコロナに関する国保税の減免の実績はございません。あと支払い猶予もございません。傷病手当金は1件、5万2,677円を支給しております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

次に、直近の国保税の滞納者数、また分納者数、そして資格証と短期証を出している世帯数についていかがでしょうか。

そして、今年度から始まる未就学児の均等割減額対象は、何世帯の何人になるのでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

令和4年1月末になりますが、滞納者数は394人、分納者数は91人、資格証世帯は37世帯、短期証世帯は39世帯となっております。また、未就学児均等割減対象は165世帯で208名となっております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第9号、令和4年度国民健康保険事業特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

国保制度は、加入者同士が支え合う相互扶助制度ではありません。加入者全員に医療・社会が保障していく、いわゆる社会保障制度であると国保法第1条で明記されています。そして、協会けんぽのように事業主負担がありません。また、一部変わりましたが、子どもからも税を取る計算にもなっております。

反対の第1の理由として、国保の先ほど答弁ありました所得ゼロから100万円以下の人数は2,698人、全体のかなりを占めております。

また、7割から2割軽減を受けている人は約50%を占めます。そして、固定資産税があれば、国保税が大きく関わってきます。負担能力以上の納税を強いられることもあります。ですから、資格証明発行が37世帯、短期証明発行が39世帯となっております。こういう実態にあります。

第2に、高額医療費は住民税課税の70歳以上の負担上限額を引き上げました。外来で月2,000円、入院では1万3,200円の負担となっております。

三つ目に、国保税は応益割と応能割の比率が50対50に設定されております。そのため賦課限度額を引き上げると、その負担は結局、加入者全員に及ぶこととなります。

四つ目に、国保広域化を進めております。後期高齢者医療制度のように、市町村独自で決められなくなり、国保財政が赤字の市町村の赤字分まで応分の負担を強いられることとなります。特に4方式の課税方法の一つである固定資産税の課税が廃止され、その分、所得割の率を上げなければなりません。所得に応じた段階的な所得割率でないため不公平が生じてまいります。そして、世帯割や人数割の額を引き上げることとなります。そのための準備予算になっているということでもあります。

五つ目に、未就学児の均等割は半額の減額となりましたが、165世帯208人しかございません。当面、中学校卒業までの生徒の均等割を廃止すべきだと考えます。

六つ目に、余剰金を充てても被保険者に戻さず、基金などへ積み立てるのは問題であります。

七つ目に、国が国庫支出金を減らしたことが最大の問題であり、国保会計を苦しくさせた原因であります。全国知事会は、1兆円の国費を投入して世帯割、人数割を廃止して負担を軽くするよう求めております。このように、国保税の負担が重いと指摘されております。

以上の理由から、反対討論といたします。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第4 議案第10号……………

○議長（森谷信哉）

日程第4、議案第10号、令和4年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第10号、令和4年度後期高齢者医療特別会計予算について質疑をさせていただきます。

まず、予算書の13ページの雑入、市町村交付金の230万円の内訳について御説明いただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

増谷議員の御質疑にお答えいたします。

令和4年10月から、一定以上の所得がある後期高齢者の方の窓口負担割合が1割から2割に引き上がります。それに伴い、被保険者証を年2回郵送することになりますので、その郵送料の交付金となります。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

再質疑をさせていただきます。

これは2割に引き上げなければ、本来この郵送料の210万円は要らないと思います。これが全国で見ますと、郵送料は本当にすごい額になってくるのかなど、これだけで思います。それで、1割から2割に引き上がる被保険者数の人数についてお伺いしたいと思います。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

約720名の方が2割負担となる見込みでございます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

もし分かっていたら、これは被保険者全体の何%の方が対象になるか分かりましたらお答えいただきたいと思いますが、分かりませんか。

次、人間ドック助成金99万6,000円の予定人数についてお答えいただきたい
と思います。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

こちら80名を予定しております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

次に、被保険者数と所得ゼロの人数と被保険者全体に占める所得ゼロの比率についてお答えいただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

令和4年1月末の被保険者数は4,677人、所得ゼロの人数は3,637人、割合は77.8%となっております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

次に、軽減者数について人数をお答えいただきたいと思います。

また、被保険者全体に占める比率について分かったらお答えいただきたいと思
います。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

令和4年1月末の軽減者数は3,412人、割合は73%です。

以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第5 議案第11号……………

○議長（森谷信哉）

日程第5、議案第11号、令和4年度有田川町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第6 議案第12号……………

○議長（森谷信哉）

日程第6、議案第12号、令和4年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はごさいませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第7 議案第13号……………

○議長（森谷信哉）

日程第7、議案第13号、令和4年度有田川町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第8 議案第14号……………

○議長（森谷信哉）

日程第8、議案第14号、令和4年度有田川町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第14号、公共下水道事業特別会計予算について質疑をさせていただきます。

今回、農業集落排水事業の統合が始まってまいりますが、この公共下水道事業につながることによって、計画処理人口の面から、また財政面から見てもプラスに働くと予

想しておられるのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

お答えします。

農業集落排水は五つの処理場があるんですけども、その分の維持管理費が不要になることから、プラスに働くものと考えております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

再度、受益者負担金の滞納件数とその額、また使用料の滞納件数と額については、分かればお答えいただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

令和4年度1月末の数字になるんですけども、負担金の滞納については19人で95万5,000円、使用料の滞納につきましては90件で20万4,000円となっております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

昨年の当初予算の質疑で、農業集落排水事業を公共下水道事業へ統合することで、各農業集落排水施設の維持管理をどうするのかという質疑をしました。そのときに、災害物資の備蓄や書庫等の倉庫を考えているということでありました。それで、今年度から徳田地区の農集排がまず統合されていきますから、徳田の農業集落排水施設の維持管理の方向は決まっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

まだ正式には決まっておりませんが、先ほど議員がおっしゃったように防災用品の備蓄を主な目的として、倉庫として使用していく予定であります。

以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第14号、令和4年度公共下水道事業特別会計予算に反対の立場から討論させていただきます。

本来ならば反対したくないんですけども、やはり事業費が大き過ぎるというのと、それから先の見通しがなかなかつかない問題等があります。そして、その一方で、農業集落排水施設をつなぎ込むという点では、私はある意味ありかと思いますが、しかし、大型の先行投資となっていくと、最終的に250億円前後の事業計画になるとも言われておりますし、また雨水対策なども入れると300億円も超える事業となってしまう。

現在、地方債残高が一般会計と特別会計を合わせた地方債全体の中で33%も占めております。企業会計の独立採算制から言えば、使用料収入では賄えませんから、今後、一般会計からの繰入れや町全体の財政に地方債負担が重くのしかかってくるのではないかと心配しております。

そして、今のコロナ禍の中で景気が悪くつなぎ込みが進んでいくのかどうか心配もしております。また、早くつなぎ込んでもらうための早期接続奨励金も終わりになってまいります。農業集落排水事業では、五つの地域の中で十数年たっておりますけれども、90%台が最高であります。

その農業集落排水事業も公共下水道事業に統合していく予算編成になっていきますが、つなぎ込むと財政的によくなるかどうか、先ほどの答弁ではプラスになるという答弁でありました。それが本当であってほしいと私は思っておりますが、さらに心配するのは大規模地震の影響で発生確率が高くなってきている中で、公共下水道事業が地震に持ちこたえられるのかどうか危惧します。私が以前視察に行った陸前高田市なんかは、公共下水道事業ができたばかりのときに災害に遭って、全部だめになってしまったという体験を見てきました。ですから心配する点もございます。

以上の理由により反対討論といたします。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第9 議案第15号……………

○議長（森谷信哉）

日程第9、議案第15号、令和4年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第10 議案第16号……………

○議長（森谷信哉）

日程第10、議案第16号、令和4年度有田川町簡易排水事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第11 議案第17号……………

○議長（森谷信哉）

日程第11、議案第17号、令和4年度有田川町浄化槽事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第12 議案第18号……………

○議長（森谷信哉）

日程第12、議案第18号、令和4年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（森谷信哉）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

かなや明恵峡温泉特別会計について質疑をさせていただきます。

1点だけ、今回も特別修繕480万円ですか、上がっていますけれども、修繕費がやっぱりどんどんどんどんと出てきているのかなと。もう明恵峡温泉もつくられて結構な年月がたちましたから、これからどこかのタイミングで大規模な修繕というのは

必要になってくるのかなとも思うんですけども、その辺どのように認識しているのか、今後やっていかなければいけないという認識とかあるのか、お答えいただけますか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

議員おっしゃるとおり、施設はもう20年になってきておりますので、いろんな面で修繕が必要となってきております。エアコンとか、あとお風呂のところについても修繕となってきておりますので、早いうちに大規模改修をやっていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

おっしゃるとおり、もう20年ですか。この20年間、本当に多くの方に御利用いただいた施設ですし、有田川町にとっても大切なといいますか、町民だけでなく、いろんなところから来てくださって、大切な施設やなということはもちろん僕も認識するところであります。

やっぱり大規模改修をやっていかなあかんようになってきますから、その辺しっかりとこれから先を見据えて、どういった規模のものが必要なのか、しみず温泉も今、大規模にやろうとしてますから、その辺しっかりと精査を行って、また検討していただければということだけ要望しておきます。答弁は大丈夫です。ありがとうございます。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はございませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

私も議案第18号、かなや明恵峡温泉特別会計予算について質疑をさせていただきます。

予算書の9ページには、温泉使用料、昨年度は4,592万円の見込みであったのが今年度は5,096万円の見込みであります。予算を増やしておりますので、何人見込みと予想されているのか。また、その見通し、そして集客に向けてどのようなことを考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

来年度の入浴者につきましては、コロナ前は約6万人を見込んでおりましたが、今、落ち込みがだんだんと改善されてきておりまして、8万人近くまで戻っております。実際、この前の3連休でも1,220人ほど入っていただいているので、今後はそれ以上になってくると思うので、8万人ということで設定いたしております。

また、これからのさらなる集客につきましては、プレミアムの回数券やスタンプラリー、またInstagram等を活用した情報発信も進めてまいりたいと考えております。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はございませんか。

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

かなや明恵峡温泉、令和4年以降の大規模事業でこの計画が入っていたと思うんです。令和4年以降で一応大規模事業をやるという町長の答弁ももらっていたんですけども、この明恵は大変景観のええところです。将来的にもかなり有望な温泉だと思えますけども、民間の手を借りて今後やろうとしている計画は持っているかどうかお聞かせ願えますか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

現在のところ、20年たった中で、もちろん大規模修繕、集客、いろいろ考えた中で、民間のほうへ移行してやっていってもどうかなということを考えております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

ここは民間にとっても大変魅力のある温泉なんです。だから、もし今後、入浴料を町のほうへ納めてもらうようにして、民間の血を交えたらかなりええ事業になると思うんですけど、また一遍前向きにこれを検討していただいて、もし民間から手が上がってくるような業者があれば、この件について我々も後ろから検討したいと思っている事業なんで、まず前向きに、また町長・副町長並びにそういう経緯の結果が出てくるような民間があれば、またそのように考えていただければ、我々もその方向へ進みたいなという思いもあることをお伝えして終わります。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第13 議案第19号……………

○議長（森谷信哉）

日程第13、議案第19号、令和4年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第14 議案第20号……………

○議長（森谷信哉）

日程第14、議案第20号、令和4年度有田川町粟生財産区管理会特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第15 議案第21号……………

○議長（森谷信哉）

日程第15、議案第21号、令和4年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第16 議案第22号……………

○議長（森谷信哉）

日程第16、議案第22号、令和4年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第17 議案第23号……………

○議長（森谷信哉）

日程第17、議案第23号、令和4年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第18 議案第24号……………

○議長（森谷信哉）

日程第18、議案第24号、令和4年度有田川町水道事業会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はございませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第24号、令和4年度水道事業会計予算について質疑をさせていただきます。

今、国では大規模災害に備えて、給水車の大量不足への対策として給水車保有台数の維持・拡大が言われております。

そこで、まず1点目として、補助制度ができているとお聞きします。台数を増やす予算での検討はいかがでしょうか。

二つ目に、免許制度の変更で平成29年3月以降に取得した普通免許証では、2トン未満、車両総重量3.5トン未満の運転に限られるようになってしまいました。2トン以上の車両を保有していたら準中型自動車免許証が必要となったため、資格の取得の補助制度もできているとお聞きしています。当町の場合、こういう点で対応されるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

お答えします。

給水車の導入につきましては、現在、水道課で平成24年に3トン、3立方メートルの給水車を購入し、断水対応に使用しているところであります。有田川町は面積が広く、大規模災害が発生した場合、1台では十分な対応ができないことも予想されます。今後は、県の補助制度等の内容も含めて検討していきたいと考えております。

2点目の免許につきましては、令和4年度の当初予算ヒアリングの中でも、総務政策部と協議を行ったところでございます。これは水道課だけではなく建設課などもダンプを所有しておりますので、庁舎内全体の問題としまして、資格の取得のための補助制度について検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第19 議案第25号……………

○議長（森谷信哉）

日程第19、議案第25号、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第20 議案第26号……………

○議長（森谷信哉）

日程第20、議案第26号、有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第21 議案第27号……………

○議長（森谷信哉）

日程第21、議案第27号、有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定
についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第22 議案第28号……………

○議長（森谷信哉）

日程第22、議案第28号、有田川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条
例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第23 議案第29号……………

○議長（森谷信哉）

日程第23、議案第29号、有田川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第24 議案第30号……………

○議長（森谷信哉）

日程第24、議案第30号、有田川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第25 議案第31号……………

○議長（森谷信哉）

日程第25、議案第31号、有田川町交通指導員条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第26 議案第32号……………

○議長（森谷信哉）

日程第26、議案第32号、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第27 議案第33号……………

○議長（森谷信哉）

日程第27、議案第33号、有田川町デジタル社会推進基金条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第28 議案第34号……………

○議長（森谷信哉）

日程第28、議案第34号、有田川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

議案第34号、有田川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、質疑をさせていただきます。1点だけです。

今回のこの条例改正は、入居者の選考のところの改正でございます。国の成人が20歳から18歳に引き下げられたことによって、有田川町の町営住宅も入居者の選考をする際に、今まで20歳未満の子どもを扶養している独り親の方というのが、18歳未満の子どもを扶養している独り親の方と変更になると理解しております。そうするならば、選考の基準というのが今までよりも厳しくなってしまう、そのように理解しておるところでございます。

そういった中で、今、有田川町の町営住宅も一部人気があってすぐ埋まりますけれども、空いてるところもあります。それを考えると、選考基準が厳しくなるのはどうなのかなというところがありますけれども、これは国の成人が引き下げられたことなんで、この条例改正は仕方ないのかなと思っています。

そういった中で1点、約束といいますか、していただきたいところがあるんですけども、今まで20歳未満の方が選考基準だったのが18歳未満になるということは、それこそ18歳で成人とされていますけれども、19歳、20歳、21歳、22歳、この辺は大学に行かれる方というのも多いですから、それを考えると家庭事情が、成人したからといって家庭の事情が楽になるといいますか、よくなるわけではありませんから、そうやってみると非常に厳しいところもあるのかなと思っています。

一つ約束していただきたいのが、今まで選考基準のところですから影響はないと思いますけれども、子どもが18歳を過ぎて19歳、20歳になってというところで、町営住宅を出ていってくださいねと、退居されるようなことが絶対にないようにだけお約束いただきたいと思うんですけども、答弁いただけますか。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

年齢をもとに退居をお願いするというようなことは、これからもございません。以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第29 議案第35号……………

○議長（森谷信哉）

日程第 29、議案第 35 号、有田川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第 30 議案第 36 号……………

○議長（森谷信哉）

日程第 30、議案第 36 号、有田川町農家高齢者創作館条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第 31 議案第 37 号……………

○議長（森谷信哉）

日程第31、議案第37号、有田川町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第32 議案第38号……………

○議長（森谷信哉）

日程第32、議案第38号、有田川町辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第33 議案第39号……………

○議長（森谷信哉）

日程第33、議案第39号、有田川町公共下水道吉備浄化センターの建設工事委託に関する基本協定の締結についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第34 議案第40号……………

○議長（森谷信哉）

日程第34、議案第40号、有田川町岩倉財産区管理会管理委員の選任の同意についてを議題といたします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

……………日程第35 議案第41号……………

○議長（森谷信哉）

日程第35、議案第41号、有田川町粟生財産区管理会管理委員の選任の同意についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、岡省吾君の退場をお願いいたします。

(岡 省吾君 退場)

○議長 (森谷信哉)

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 (森谷信哉)

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長 (森谷信哉)

挙手全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

岡省吾君の入場をお願いいたします。

(岡 省吾君 入場)

……………日程第36 議案第42号……………

○議長 (森谷信哉)

日程第36、議案第42号、有田川町城山山林財産区管理委員会管理委員の選任の同意についてを議題といたします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 (森谷信哉)

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長 (森谷信哉)

挙手全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

……………日程第37 議案第43号……………

○議長 (森谷信哉)

日程第37、議案第43号、有田川町八幡山林財産区管理委員会管理委員の選任の同意についてを議題といたします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

……………日程第38 議案第44号……………

○議長（森谷信哉）

日程第38、議案第44号、有田川町安諦山林財産区管理会管理委員の選任の同意についてを議題といたします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

……………日程第39 諮問第1号……………

○議長（森谷信哉）

日程第39、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本件は、適任との意見を答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任との意見を答申することに決定いたしました。

……………日程第40 諮問第2号……………

○議長（森谷信哉）

日程第40、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本件は、適任との意見を答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任との意見を答申することに決定いたしました。

……………日程第41 諮問第3号……………

○議長（森谷信哉）

日程第41、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本件は、適任との意見を答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任との意見を答申することに決定いたしました。

……………日程第42 諮問第4号……………

○議長（森谷信哉）

日程第42、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつ

いてを議題といたします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本件は、適任との意見を答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任との意見を答申することに決定いたしました。

……………日程第４３ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（森谷信哉）

日程第４３、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の所掌事務調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに決定いたしました。よろしく願いいたします。

……………日程第４４ 常任委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（森谷信哉）

日程第４４、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員会委員長から会議規則第７５条の規定により、お手元に配付いたしました件名表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続審調査とすることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。よろしくお願いいたします。

……………日程第４５ 特別委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（森谷信哉）

日程第４５、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各特別委員会委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付いたしました件名表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。よろしくお願いいたします。

……………日程第４６ 議長への委任について……………

○議長（森谷信哉）

日程第４６、議長への委任について。

お諮りいたします。

本定例会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第４５条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

会議規則第７条の規定により、本定例会は本日で閉会したいと思います。

御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和4年第1回有田川町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~

閉会 11時47分



以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長            森   谷   信   哉

2 番 議 員            栗   山   昌   之

14 番 議 員            増   谷            憲